

「京都市バス・地下鉄路線図」製作業務受託事業者募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
「京都市バス・地下鉄路線図」製作業務
- (2) 業務の内容
別紙「京都市バス・地下鉄路線図」製作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 受託候補者の選定方法
プロポーザル方式による

2 応募資格

次に掲げる要件に全て該当する者

なお、契約締結日までの間に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者であること
- (2) 京都市交通局競争入札等取扱要綱第29条に定める競争入札参加停止を受けていないこと
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- (5) 2年以上、営業を営んでいること
- (6) 次に掲げるものを滞納していないこと
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 京都市（以下「本市」という。）の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (8) 京都市内に事業所を有すること

3 選定のスケジュール（予定）

令和6年

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 8月 6日(火) | プロポーザル募集開始、質問受付開始（～8月23日(金)） |
| 8月27日(火) | 提案書等提出期限 |
| 9月上旬 | 事業者選定会議（プレゼンテーション及びヒアリングの実施） |
| 9月中旬 | 受託候補者の決定、プロポーザル参加業者への通知 |
| 10月 1日(火) | 契約締結 業務開始 |

4 応募手続き

- (1) 提出方法等

提出方法	郵送※又は持参 ※ 封筒に「路線図製作業務企画提案書 在中」と記載すること。
受付期間	令和6年8月6日（火）～8月27日（火） ※ 郵送の場合は期間中必着 ※ 持参の場合の受付時間は期間中の土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時の間
問合せ先及び提出先	京都市交通局企画総務部営業推進課（担当：本川、石田） 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階 電話：075-863-5066 メール：kotsu-kikakusuishin@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出書類

仕様書を確認のうえ、以下ア～キを提出すること。

	提出書類	提出部数	備考
ア	企画提案参加申請書	1部	様式1を使用すること
イ	企画提案書 (様式自由) ※ただし、用紙サイズはA4(A3はZ折りでA4サイズに折りたたむこと)	正本1部 副本8部	企画提案書には、以下の内容を具体的に記載すること。 ① 企画内容(仕様書の5を踏まえ、強みや特徴等も記載すること。追加で提案する内容があれば記載すること。) ② 製作スケジュール(発注～納品) ※ 校正については、4回(初校、再校、3校、校了)以上確保すること。 ③ 実施体制(製作・保管・管理・納品) ④ 過去の実績(同様又は類似の業務を受注した実績がある場合は、その内容を記載すること。)
ウ	「京都市バス・地下鉄路線図」デザイン原稿		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の来上がりイメージに、できるだけ近づけること。特に色使い、線の使い方、イラストなど、デザインのポイントが分かるように作成すること。 ・裏面の市バス主要のりば案内図については、京都駅前のデザインとすること。その他ののりばについては、ダミーで可 ・裏面には、広告枠の位置、大きさを明示すること
エ	見積書 (様式自由)		<p>以下①～③の見積りを提出すること。 見積金額には、データ製作費用、保管・管理・配送費用を含み、広告掲載による収入(金額明示のこと)を差し引く額とすること。</p> <p>①今年度(半期)の費用 期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日 製作予定部数：20万部(10万部×2回) ※ 1回目の10万部については、発注者から印刷用PDFデータを支給することとし、2回目の10万部(次回改訂時の令和7年3月中旬頃納品分)から、受注者はデータ製作を行うこととする。</p> <p>②来年度以降(年間)の費用 期間：4月1日～翌3月31日 製作予定部数：25万(10万部×2回、5万部×1回)</p> <p>③部数ごとの費用 1万部から10万部までの1万部きざみで見積り</p>
オ	誓約書	1部	様式2を使用すること
カ	電子データ一式	1部	ア～オをPDF形式で記録したものを、4(1)に記載のメールアドレス宛に提出すること。 なお、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより、コンピューターウイルス等の感染がないことを確認すること。
キ	返信用封筒(長形3号)	1部	宛先を明記のうえ、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼り付けること。

(3) 募集に関する質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行う。

質問受付期間	令和6年8月6日(火)～8月23日(金)
質問送付方法	次の電子メールアドレス宛に送付すること。 ※件名は、「路線図制作業務：質問（事業者名）」とすること。 メールアドレス：kotsu-kikakusuishin@city.kyoto.lg.jp
当局からの回答方法	質問の受領後、2営業日以内に、京都市交通局ホームページに掲出する。

5 受託候補者の選定方法

当局で設置する事業者選定会議において、必要に応じて1者30分程度のプレゼンテーション及びヒアリングを実施のうえ、以下の評価項目に基づき評価し、最も優れた提案があった者を受託候補者として選定する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所等については、別途通知する。

(1) 評価項目

評価項目及び評価の視点		配点
企画提案書	■ スケジュール 製作スケジュールは妥当か。	10
	■ 実施体制 ・データ修正及び校正を円滑に実施する体制は整っているか。【10点】 ・保管・発送体制は整っているか。【10点】	20
	■ 企画内容 ① 市民を中心とした全てのお客様に、見やすいデザイン及び色使いが採用されているか。【20点】 ② 地下鉄の路線及びバスの系統を目で追うことができるか。【20点】 ③ 「地下鉄・バス1日券」の利用可能範囲及び「市バス定期券市内中心フリー」の利用可能範囲の区別が同一紙面上で、一目で分かるように工夫されているか。【10点】	50
	■ 新規提案 現行の路線図にはない新規提案はあるか。またその内容。	10
	■ 過去の実績 過去の受託実績、業務実績等について、本業務の遂行に資する内容が認められるか。	5
見積金額	■ 見積金額 以下①、②の合計額を見積金額で評価する。 ①今年度(半期)の費用 期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日 制作想定部数：20万部（10万部×2回） ②来年度以降(年間)の費用 期間：4月1日～翌年3月31日 制作想定部数：25万部（10万部×2回、5万部×1回）	5
合計		100

※ 合計点数が、60点未満の場合、受託事業者の候補の対象外とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、京都市交通局ホームページで公開するとともに、全ての提案者へ通知する。
なお、結果についての異議申し立ては認めない。

6 失格の条件

以下のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 提案書その他提出書類に虚偽を記載した場合

イ 仕様書に示された条件に企画提案書等が適合しない場合

ウ 受託候補者として選定後、契約締結までの間に応募資格を失った場合

エ プレゼンテーション及びヒアリングの時間に事前連絡なく、15分以上遅参又は欠席した場合

オ 事業者選定会議の委員又は本事業募集の関係者に対して、提案募集内容に係る不正な接触の事実が認められた場合

7 契約手続き

(1) 5において選定した受託候補者と、提案内容を基に、業務の履行に必要な事項について、速やかに協議及び調整を行う。

(2) 第一順位の受託候補者と合意に達しなかった場合は、次点の事業者を受託候補者として協議を行うこととする。この場合において、第一順位の受託候補者は、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求できない。

(3) 業務内容については、事業開始に向けた協議の中で、変更を要請する場合がある。

8 留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出等

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 受付期限超過後の、提出書類の内容の変更は認めない。

エ 選定の過程や結果の公表等が必要な場合は、当局は、提出された提案書の内容等について公表できるものとする。

オ 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、期間は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 応募受付後の辞退

応募受付後に辞退する場合は辞退届（様式不問）を提出すること。

(3) 受託候補者として選定後の辞退

辞退は原則認めない。

(4) 選定の解除

選定後、本業務の委託事業者に相応しくないと当局が判断する事由が判明した場合、選定を解除することがある。

なお、この場合において、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求できない。